



内閣府

## 指名停止について

記者発表資料

令和7年10月24日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和7年10月24日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

### 【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦  
契約管理係長 宮良 長幸

TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 城間 直志  
専門職 照屋 華乃子

TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止業者名         | 住 所             |
|-----------------|-----------------|
| 株式会社中央技術コンサルタント | 東京都新宿区西新宿 8-5-1 |

### 2. 指名停止措置期間

令和7年10月24日～令和7年12月23日（2カ月）

### 3. 指名停止措置の範囲

沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

当該業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、当該業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

### 5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口に該当する。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

| 措 置 要 件  | 期 間           |
|--|---------------|
| (公契約関係競売等妨害又は談合)   |               |
| 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 当局の所管する区域内の他の公共機関の職員   | 2カ月以上12カ月以内   |
| ロ 当局の所管する区域外の他の公共機関の職員   | 1カ月以上12カ月以内   |